

第1章 計画の基本的事項

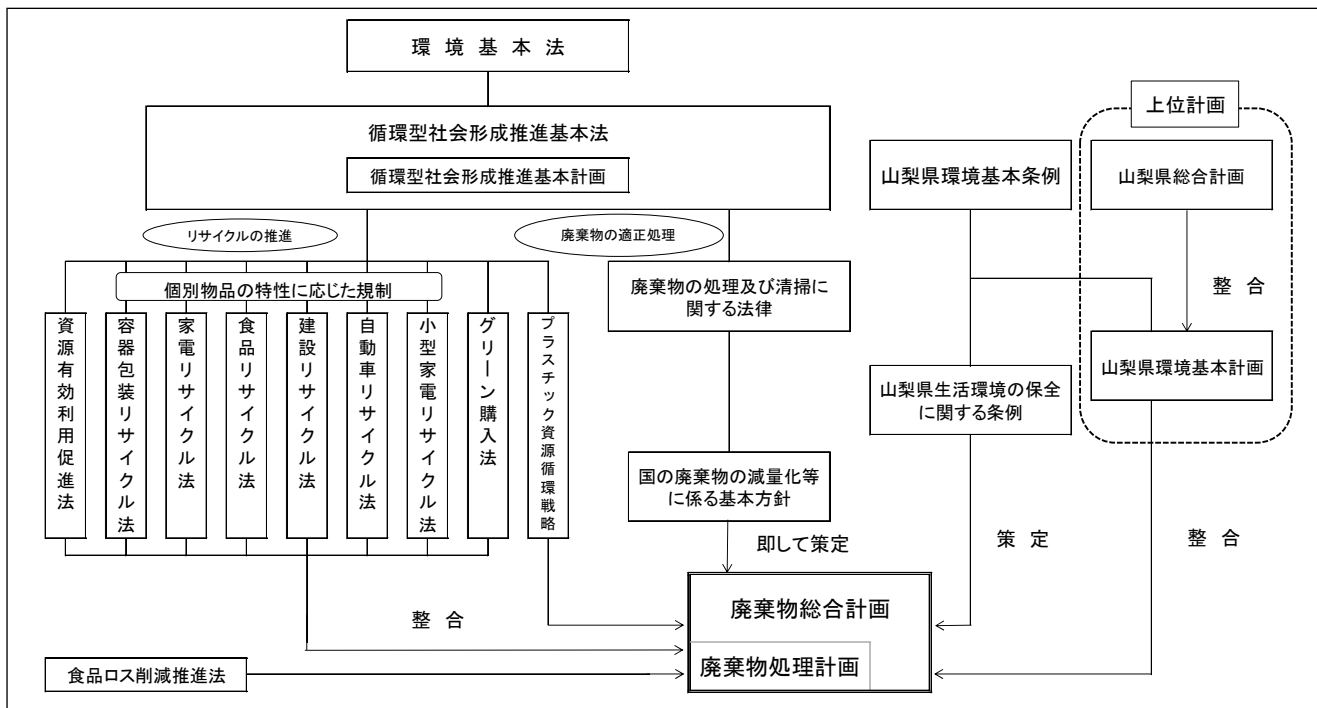
1 趣旨

県では平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

本計画は、2040年までに本県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を図るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法第5条の2に定める「国の基本方針」に即して、同法第5条の5の規定に基づき定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画となります。



3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合、これらに対応するため必要に応じて見直しを行うものとします。

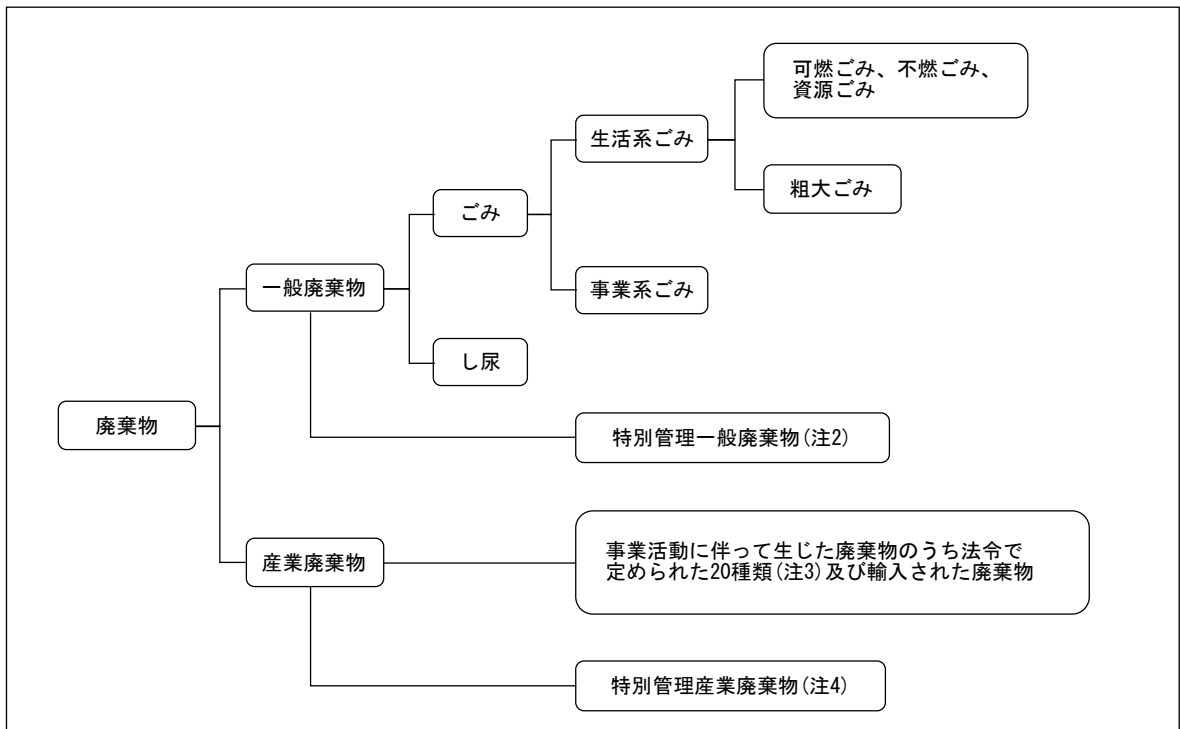
4 計画の対象

この計画の対象は、山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等とし、具体的には次に掲げるものをいいます。

(1) 廃棄物

廃棄物処理法第2条第1項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(注1)



(注1) 一度使用された物品：空き缶、古新聞等の使用済み製品

使用されずに収集若しくは廃棄された物品：廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの
人の活動に伴い副次的に得られた物品：工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん芥など

(注2) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物

(注3) 「【あらゆる事業活動に伴うもの】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん」「【特定の事業活動に伴うもの】紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体」「これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの」

(注4) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

5 国の動向

(循環型社会の形成)

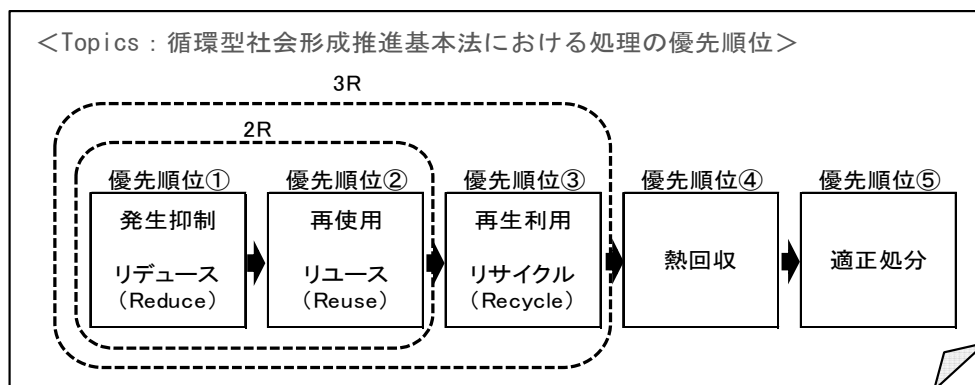
- ・平成12年に循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」という。)が制定され20年が経過し、その間各種法体系の整備や3Rの推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- ・このような中、平成30年6月、循環基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

(発生抑制とリサイクルの推進)

- ・食品ロスの削減に関しては、令和元年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。
- ・リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年5月、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年12月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、令和2年7月から全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理)

- ・廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成29年6月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。
- ・なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成28年1月に示されており、令和2年3月には環境省から2025年度(令和7年度)の参考となる数値目標が示されています。



6 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- ・ 県では、市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年、20 年に続き、平成 30 年に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化を促進してきました。
- ・ 甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町にごみ処理施設(甲府・峡東クリーンセンター)を整備し、平成 29 年 4 月から稼働しています。
- ・ 峡北・中巨摩・峡南の 5 市 6 町は、令和 2 年 2 月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備を進めており、富士北麓・東部の 12 市町村は、令和 2 年 10 月にごみ処理施設の候補地を決定し、事業主体となる一部事務組合の設立に向けて準備を進めています。
- ・ また、ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場(かいのくにエコパーク)を整備し、平成 30 年 12 月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 一般廃棄物に関しては、「やまなしくールチョイス県民運動(エコライフ県民運動: H22～R1.6)」や市町村・環境保全団体等の取り組みを支援する「ごみ減量化リサイクル推進事業(環境保全重点課題対策事業費補助金)」、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- ・ レジ袋の削減を推進するため、平成 19 年に設立した山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会では、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋無料配布の中止等を盛り込んだ協定を締結し、これまでに 28 事業者 1 組合 314 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められました。(令和 2 年 7 月からレジ袋有料化が法制化されたことから、令和 2 年 6 月末に協議会は解散し、協定も廃止となりました。)
- ・ また、流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制に係る基本方針等を示した「プラスチックごみ等発生抑制計画」を令和 2 年 3 月に策定し、発生抑制対策に関する施策に取り組んでいます。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 産業廃棄物に関しては、排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するにあたり個別指定を行うなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・ また、産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成 29 年 3 月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れた取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃 3R 促進事業」や、地域貢献や環

境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など各種施策を実施しています。

- ・ さらに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂を逐次行っており、本県ではその改訂を踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(県計画)」の見直しを行い、最近では令和2年2月に改訂しました。
- ・ また、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分期限が令和4年3月末に迫るなど、今後、各種PCB廃棄物の処分期限が順次到来することから、処分期限までに処分を完了しない者に対して改善命令等を行うなど、全てのPCB廃棄物等の期間内処理に向け取り組むこととしています。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・ 不法投棄防止対策に関しては、市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、36県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会(産廃スクラム36)の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・ また、県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約900人が協力員として登録されています。さらに事業者団体等との情報提供協定を拡充するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

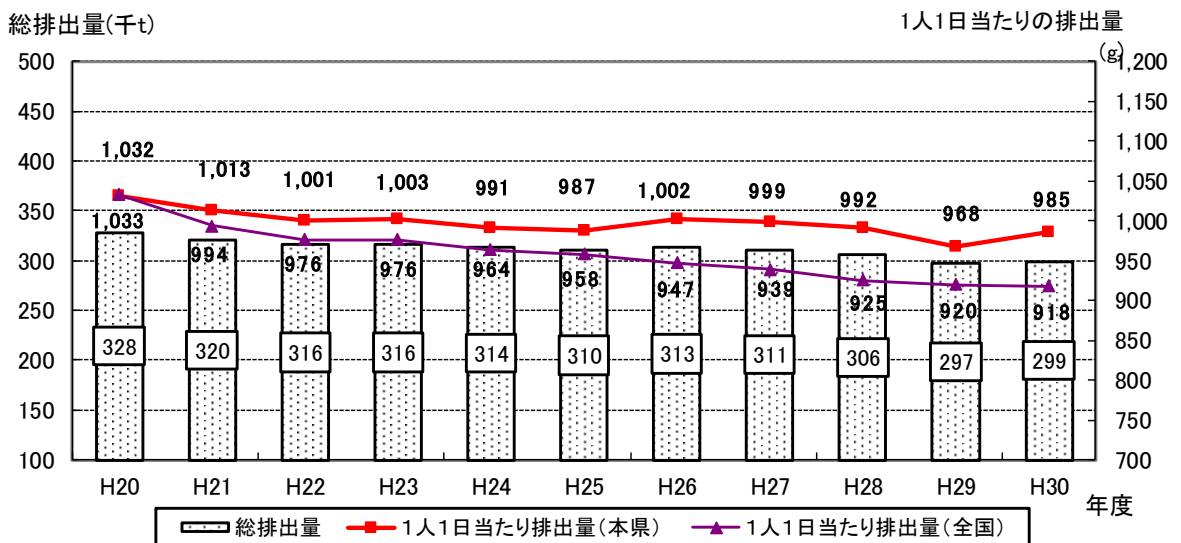
(1) 現状

① 総排出量等

本県における総排出量は、平成20年度以降は緩やかに減少し、平成30年度は約299千トンとなっており、平成25年度の約310千トンに対し3.6%減少しています(以下「約」は省略)。また、県民1人1日当たりの排出量については、ほぼ横ばいで推移しています。

平成25年度から平成30年度までの県民1人1日当たりの排出量は、全国平均4.2%の減少となっていますが、本県では0.2%の減少にとどまったため、平成30年度は985gと全国平均の918gを大きく上回っています。

総排出量と県民1人1日当たりの排出量の推移



総排出量・1人1日当たりの排出量・1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の推移

	総人口 (人)	総排出量 (t)※注5	1人1日当たりの排出量 (g/日)※注6		1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量 (g/日)※注7	
			本県	全国	本県	全国
平成20年度	870,323	327,834	1,032	1,033	623	569
平成21年度	866,516	320,496	1,013	994	604	550
平成22年度	864,389	315,915	1,001	976	597	540
平成23年度	861,183	316,295	1,003	976	598	540
平成24年度	868,215	314,192	991	964	587	533
平成25年度	862,122	310,438	987	958	589	527
平成26年度	855,745	313,058	1,002	947	600	521
平成27年度	850,764	311,110	999	939	602	516
平成28年度	846,019	306,318	992	925	599	507
平成29年度	839,468	296,717	968	920	580	505
平成30年度	832,051	299,168	985	918	590	505

(注5) 総排出量
収集運搬量+直接搬入量+集団回収量

(注6) 1人1日当たりの排出量
総排出量/総人口(人)/年間日数
全国の数値については「日本の廃棄物処理」(環境省)から引用

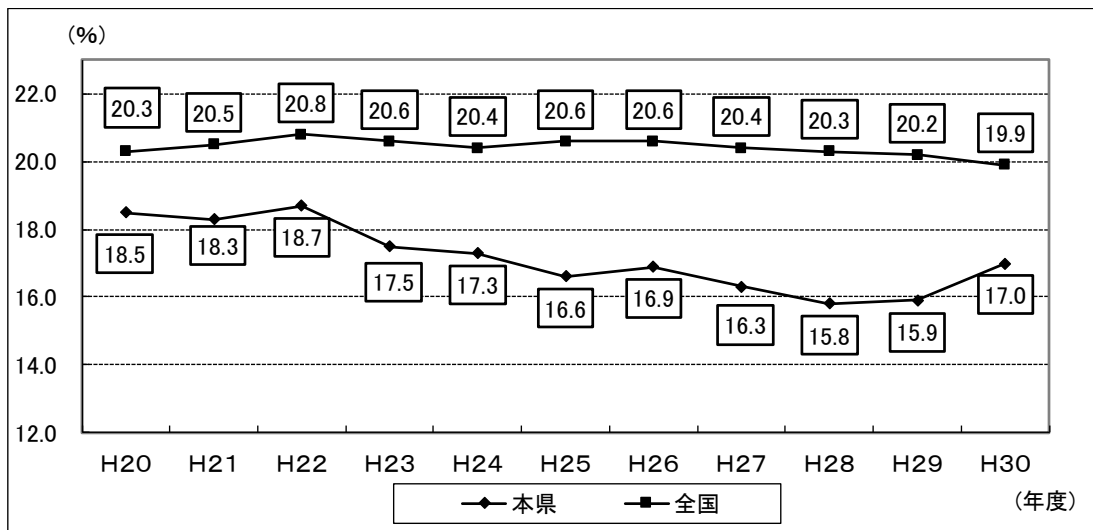
(注7) 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量
(総排出量-事業系ごみ排出量-集団回収量-生活系資源ごみ排出量)/総人口/年間日数
ごみの減量化に加え分別収集への取り組みを評価するため、生活系資源ごみ排出量を控除

②再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率(注8)については、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%に対し0.4ポイント増加しています。また、平成30年度は前年と比較して1.1ポイント増加していますが、この要因は甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化(注9)し、資源として利用する取り組みが本格化したことによるものです。

しかしながら、生活系ごみの資源化率(注10)が全国と比べて低いことから全国平均の19.9%を大きく下回っています。

再生利用率の推移



生活系ごみの資源化率の全国との比較

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	15.0%	15.2%	15.4%	15.4%	15.2%	15.4%	15.3%	15.3%	15.1%	15.0%	14.9%
本県	12.0%	13.3%	12.7%	13.1%	13.2%	12.9%	12.6%	12.0%	11.6%	12.2%	12.4%

(注8) 再生利用率

$$\text{資源化量} / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

(注9) 溶融スラグ

焼却灰などの廃棄物を約 1,300℃以上の高温で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化したもの。建設資材等への利用が進められている。

(注10) 生活系ごみの資源化率

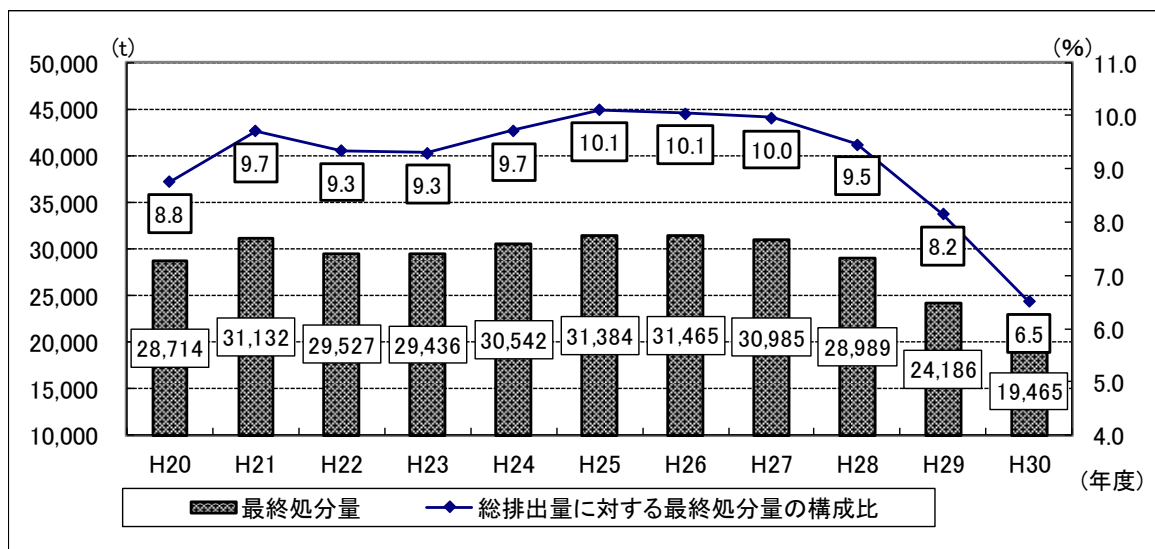
$$\text{資源ごみの量} / \text{生活系ごみの量} \times 100$$

③最終処分状況

最終処分量については、平成30年度は19千トンであり、平成25年度の31千トンに対し38.0%減少しています。総排出量に対する構成比も、大幅に減少しています。

これは、再生利用率の上昇要因と同様に甲府・峡東クリーンセンターの焼却灰を溶融スラグ化し、資源化されたことが主な要因です。

最終処分量の推移



④災害廃棄物の処理

非常災害(注11 以下「災害」という。)発生時に大量の災害廃棄物が発生する際には、円滑かつ適正な処理を行うとともに分別の徹底によりリサイクルできるものは可能な限りリサイクルする体制が必要です。

本県における近年の災害では平成26年2月に大雪による農業用施設等の被害により4千トンの災害廃棄物が発生しました。

(注11) 非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度に299千トンとなり、平成25年度の310千トンと比較して3.6%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいます。

しかし前計画では、令和2年度の総排出量を277千トンとして、平成25年度から10.6%削減させることを目標としていますが、観光客数の増加等の要因もあり、目標の達成は難しい状況であるため県民意識の醸成等、更なる発生抑制の取り組みを進めていく必要があります。

②再生利用

再生利用率は、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%と比較して0.4ポイント増加しています。

前計画では、令和2年度の再生利用率を23.0%として、平成25年度から6.4ポイント増加させることを目標としていますが、資源ごみである集団回収量が想定より減少したことに加え、生活系ごみの資源化率が低下したことから、この目標の達成は難しい状況にあります。

また、全国の値である19.9%を下回り推移していることから、再生利用率の向上のための取り組みを進めていく必要があります。

③最終処分

最終処分量は、平成30年度には19千トンであり、平成25年度の31千トンと比較して38.0%減少しています。

前計画では、令和2年度の最終処分量は23千トンとして、平成25年度から25.8%減少させることを目標としていますが、甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化し再生利用したことにより、最終処分量が大幅に減少したため、その目標を達成するペースで推移しています。

④災害廃棄物の処理

災害が発生した時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速に処理することが重要です。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平常時、応急対応時、復旧・復興時の対応について具体的に定め、今後も起こりうる災害に予め備えることが必要です。

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状

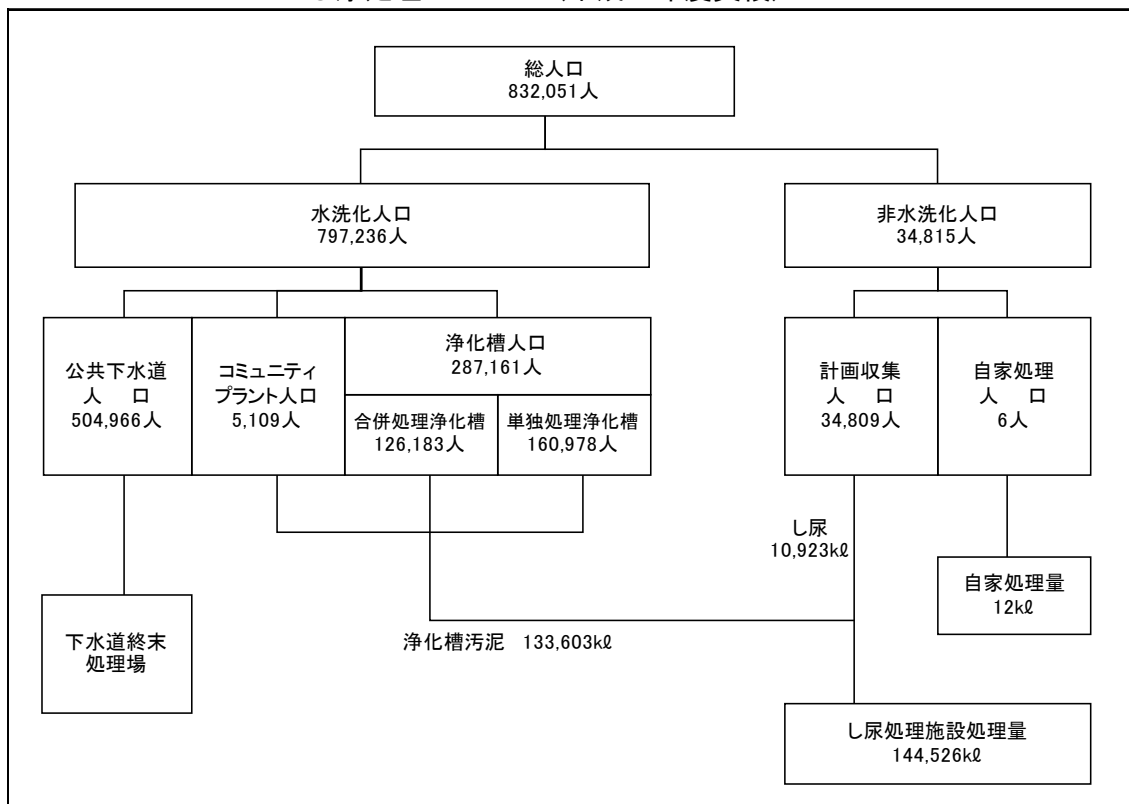
(1) 現状

①し尿処理の状況

平成30年度の水洗化人口は797,236人であり、総人口の95.8%を占めています。水洗化人口の内訳は、公共下水道人口(注12)が504,966人、コミュニティプラント人口(注13)が5,109人、合併処理浄化槽人口(注14)が126,183人、単独処理浄化槽人口が160,978人となっています。

非水洗化人口は34,815人であり、総人口の4.2%となっています。

し尿処理のフロー（平成30年度実績）



(2) 課題

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を更にすすめるとともに、今後より効率的な汚水処理のため、市町村をまたいだ排水処理施設の広域化・共同化について検討していく必要があります。

(注12) 公共下水道人口
県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道を利用する人口

(注13) コミュニティプラント人口
市町村がし尿、生活排水等を集散的に処理する施設を利用する人口

(注14) 合併処理浄化槽人口
し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽を利用する人口
(農業集落排水施設を含む)

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現 状

①総排出量等

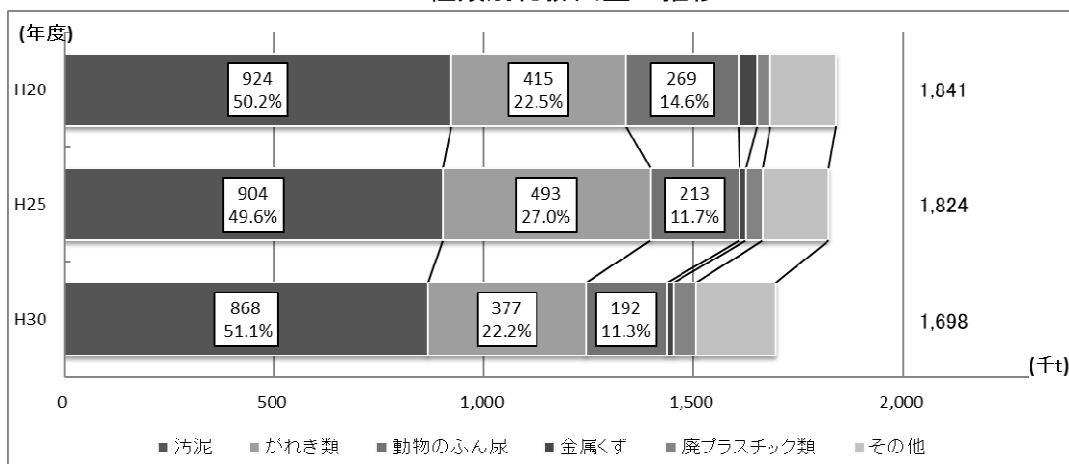
ア 総排出量

令和元年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査(平成30年度実績)の結果によると、総排出量は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると6.9%減少しています。産業廃棄物の排出量は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けますが、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の作成・実施など、各事業所においても産業廃棄物の排出抑制への取り組みがなされています。

イ 種類別総排出量

総排出量を種類別にみると、汚泥が868千トン(総排出量の51.1%)で最も多く、以下がれき類、動物のふん尿、ガラス陶磁器くずとなっています。平成25年度と比較すると、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類等は増加しており、その他は減少し、特にがれき類は約24%減少しています。

種類別総排出量の推移



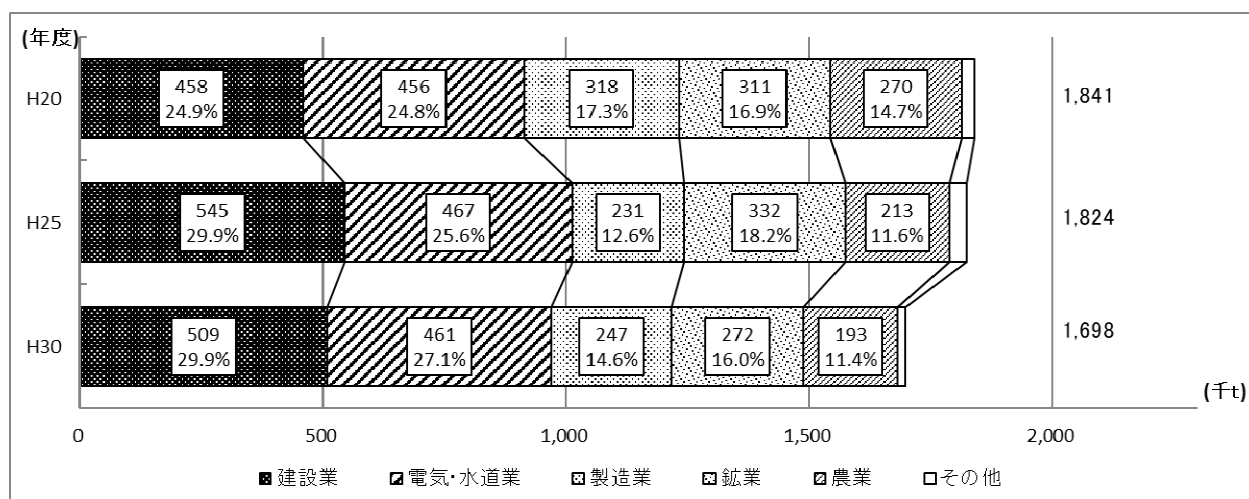
種類別総排出量の状況

		H25		H30	
総	排 出 量	1,824	(100.0%)	1,698	(100.0%)
内 訳	汚 泥	904	(49.6%)	868	(51.1%)
	が れ き 類	493	(27.0%)	377	(22.2%)
	動 物 の ふ ん 尿	213	(11.7%)	192	(11.3%)
	金 属 く ず	16	(0.9%)	16	(0.9%)
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	39	(2.1%)	53	(3.1%)
	廃 油	17	(0.9%)	11	(0.6%)
	木 く ず	44	(2.4%)	43	(2.5%)
	動 植 物 性 残 渣	27	(1.5%)	26	(1.5%)
	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	31	(1.7%)	83	(4.9%)
	廃 酸	12	(0.7%)	7	(0.4%)
	紙 く ず	6	(0.3%)	2	(0.1%)
	鋳 さ い	11	(0.6%)	5	(0.3%)
	そ の 他	11	(0.6%)	15	(0.9%)

ウ 業種別総排出量

業種別による総排出量は、建設業が509千トン(総排出量の29.9%)で最も多く、以下、電気・水道業、鉱業、製造業となっています。平成25年度と比較すると、製造業で約7%排出量が増加した一方、鉱業で約18%、農業で約9%減少しています。

業種別総排出量の推移



業種別総排出量の状況

	(千t)	
	H25	H30
総排出量	1,824	1,698
建設業	545	509
電気・水道業	467	461
製造業	231	247
鉱業	332	272
農業	213	193
その他	36	16

③再生利用

ア 種類別再生利用

平成30年度の再生利用量は1,040千トンであり、平成25年度の1,006千トンから3.4%増加しました。

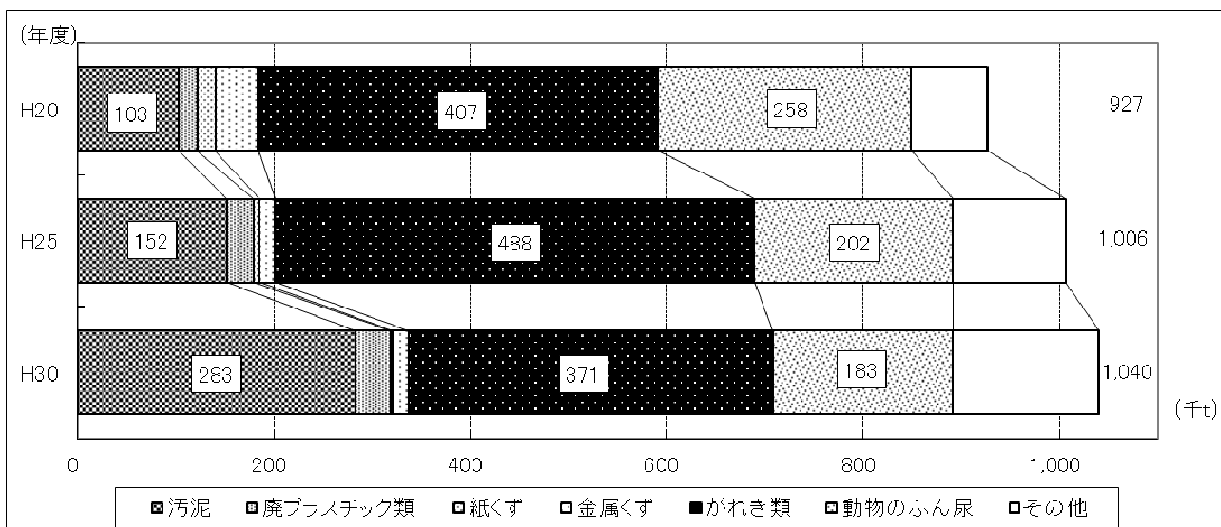
また、平成30年度の再生利用率は61.2%となっており、平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加しました。

紙くず、金属くず、がれき類、動物のふん尿は、ほぼ100%の再生利用率となっています。

種類別再生利用量(率)の内訳

(千t)								
	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
再生利用量	283	36	2	16	371	183	149	1,040
(再生利用率)	(32.6%)	(67.9%)	(100.0%)	(100.0%)	(98.4%)	(95.3%)	(78.4%)	(61.2%)

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

	(千t)			
	H25		H30	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
汚泥	152	16.8	283	32.6
廃プラスチック類	27	71.1	36	67.9
紙くず	6	100.0	2	100.0
金属くず	16	100.0	16	100.0
がれき類	488	99.0	371	98.4
動物のふん尿	202	100.0	183	95.3
その他	115	69.7	149	78.4
合計	1006	55.2	1040	61.2

イ 業種別再生利用量

業種別の再生利用量は、建設業が480千トンと最も多く、以下、鉱業、農業となっています。

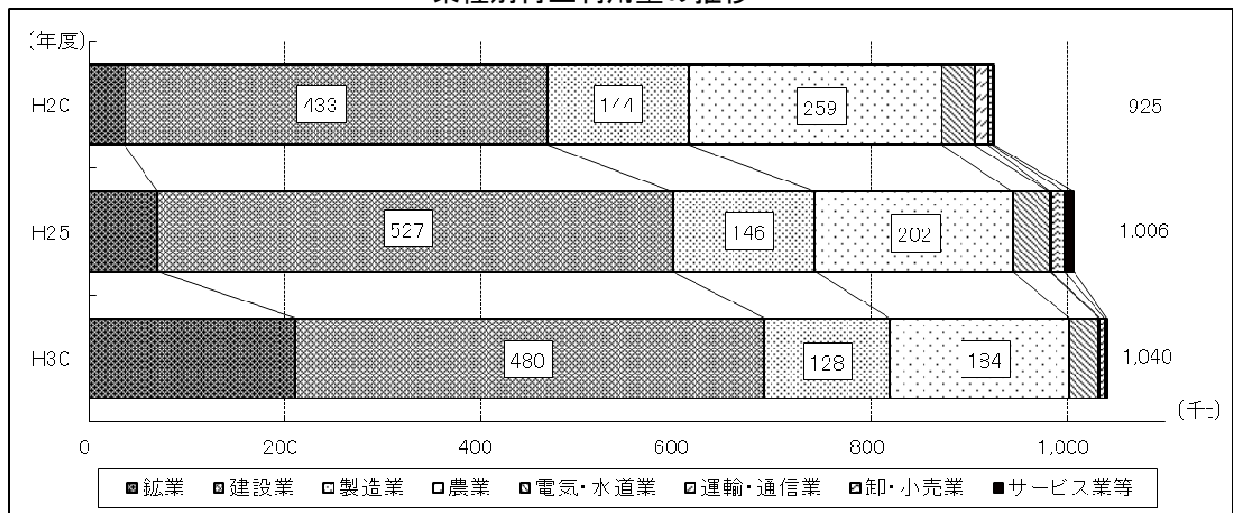
建設業の再生利用率は、建設リサイクル法の浸透により高水準で推移しています。農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため再生利用率は高くなっています。鉱業、上下水道業からの排出は大部分が汚泥であり、減量後、ほぼ全量が再生利用されます。

平成25年度と比較すると、再生利用量・率ともに鉱業では増加し、建設業、製造業、電気・水道業、サービス業等では減少しました。

業種別再生利用量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
再生利用量	210	480	128	184	30	1	5	2	1,040
(再生利用率)	(77.2%)	(94.3%)	(51.8%)	(95.3%)	(6.5%)	(50.0%)	(100.0%)	(22.2%)	(61.2%)

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

	H25		H30	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
鉱業	69	20.8	210	77.2
建設業	527	96.7	480	94.3
製造業	146	63.2	128	51.8
農業	202	94.8	184	95.3
電気・水道業	38	8.1	30	6.5
運輸・通信業	1	50.0	1	50.0
卸・小売業	14	77.8	5	100.0
サービス業等	9	56.3	2	22.2
合計	1,006	55.2	1,040	61.2

④最終処分量

ア 種類別最終処分量

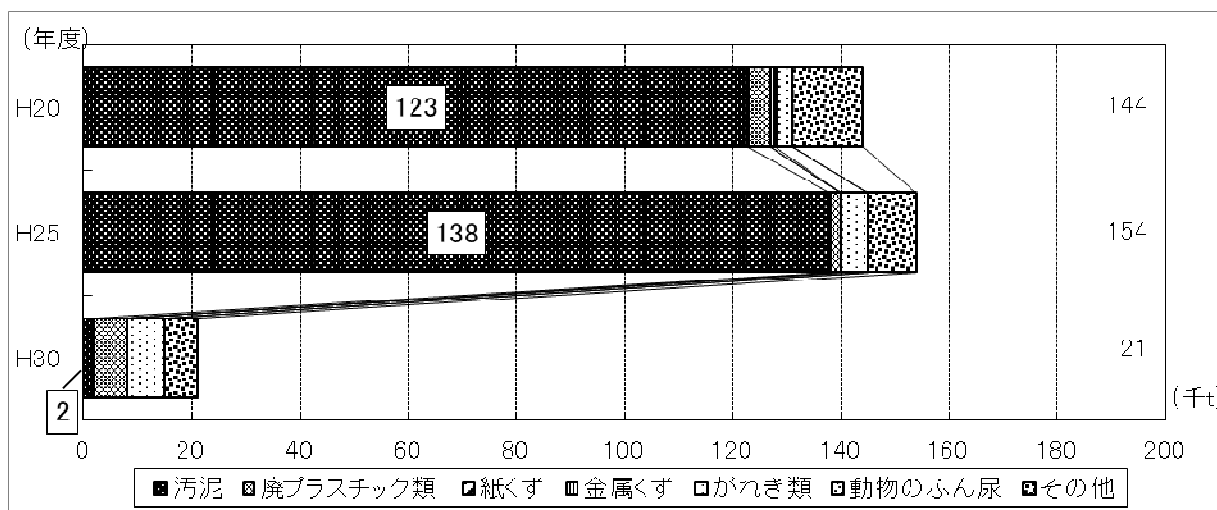
種類別の最終処分量は、がれき類が7千トンで最も多く、以下、廃プラスチック類6千トン、汚泥2千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、汚泥が138千トンから2千トンへ大きく減少しています。これは鉱業に分類される砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

種類別最終処分量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
最終処分量 (最終処分率)	2 (0.2%)	6 (11.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.9%)	0 (0.0%)	6 (3.2%)	21 (1.2%)

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

	H25		H30	
		うち委託 最終処分量		うち委託 最終処分量
汚 泥	138	5	2	2
廃プラスチック類	2	2	6	6
紙 く ず	0	0	0	0
金 属 く ず	0	0	0	0
が れ き 類	5	5	7	7
動 物 の ふ ん 尿	0	0	0	0
そ の 他	9	6	6	6
合 計	154	18	21	21

イ 業種別最終処分量

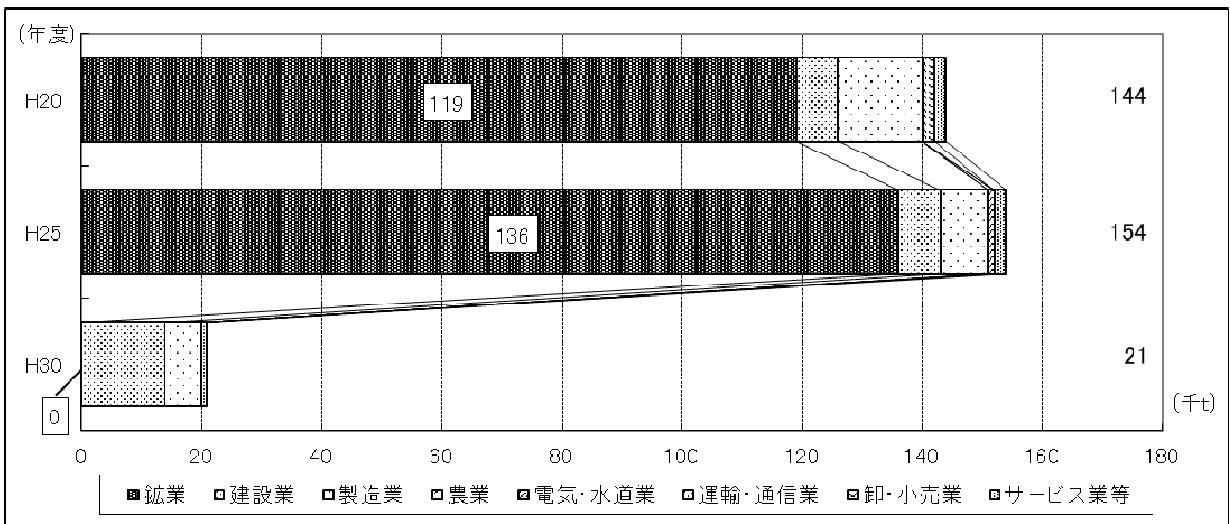
業種別の最終処分量は、建設業が14千トンで最も多く、以下、製造業6千トン、サービス業等1千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、鉱業が136千トンから0千トンへ大きく減少しています。これは砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

業種別最終処分量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
最終処分量 (最終処分量率)	0 (0.0%)	14 (2.8%)	6 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	21 (1.2%)

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

	H25		H30	
	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量
鉱業	136	0	0	0
建設業	7	7	14	14
製造業	8	8	6	6
農業	0	0	0	0
電気・水道業	1	1	0	0
運輸・通信業	0	0	0	0
卸・小売業	0	0	0	0
サービス業等	2	2	1	1
合計	154	18	21	21

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると126千トンの減少となり、前計画の目標値(令和2年度排出量:1,842千トン)を達成するペースで推移しています。

しかし産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により排出量が大きく左右されることから、その状況を注視しつつ、再生利用、適正処理等とあわせ、環境への負担の低減のため引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

②再生利用・最終処分

再生利用率は、平成30年度は61.2%であり平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加し、最終処分量についても、平成30年度は21千トンであり、平成25年度の154千トンと比較すると133千トンの減少となり、いずれも前計画の目標値(令和2年度再生利用率:56%、令和2年度最終処量:153千トン)を達成するペースで推移しています。

このため、発生抑制と同様に経済状況等を注視しつつ、再生利用等に関する取り組みを継続する必要があります。

③適正処理

排出業者に対しては、産業廃棄物の適正処理が確保されるよう排出者責任の原則の周知・徹底を改めて図るとともに、優良な処理業者の利用を促進する必要があります。

処理業者については、業界全体の資質の向上を図り優良な業者が数多く確保できるよう育成に努める必要があります。

④有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、主に老朽化した建物の建て替えに伴う解体現場から排出されており、今後も継続的な取り組みが必要となります。

また、高濃度 PCB 廃棄物のうちトランス等の処分期限が令和4年3月末であるなど、各種 PCB 廃棄物の処分期限が順次迫っていることから、未処理・未届出の PCB 廃棄物や使用中の PCB 使用機器を含め、確実な期限内処理にむけ、更なる取り組みが必要となります。

3 廃棄物不法投棄の現状と課題

(1) 現状

不法投棄新規箇所は、近年は減少傾向にありましたが、小規模投棄が増えたことから令和元年度は増加しました。その内訳は、テレビや布団などの一般廃棄物が793箇所、建設廃材などの産業廃棄物が77箇所と大半は家庭の一般廃棄物が占めています。

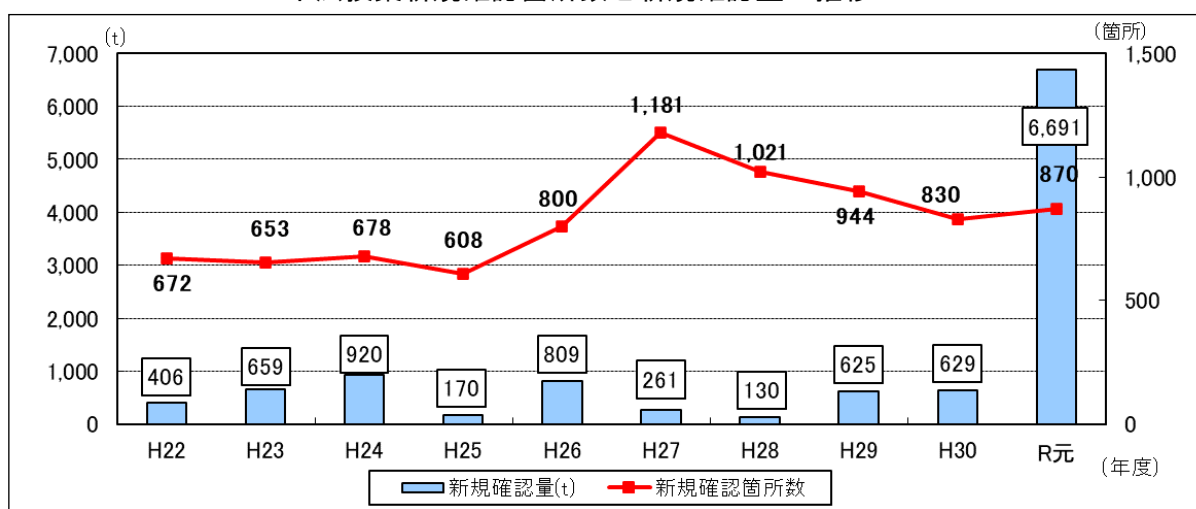
不法投棄の新規確認量(注15)は、各年度でばらつきがあり、令和元年度の不法投棄量は前年度を大幅に上回っていますが、これは大規模案件の影響によるものであり既に撤去しています。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

	新規確認箇所数		新規確認量(t)			
	一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物		
平成22年度	672	596	76	406	119	287
平成23年度	653	580	73	659	105	554
平成24年度	678	599	79	920	43	877
平成25年度	608	562	46	170	44	126
平成26年度	800	756	44	809	57	752
平成27年度	1,181	1,136	45	261	151	110
平成28年度	1,021	951	70	130	96	33
平成29年度	944	880	64	625	48	577
平成30年度	830	755	75	629	31	598
令和元年度	870	793	77	6,691	33	6,658

※新規確認量は、四捨五入で計算して表記していることから、合計値が合わない場合がある。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



(注15) 新規確認量

年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量

以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

(2) 課題

不法投棄については、県警、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどへの積極的な取り組み、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等への支援などを行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

不法投棄の行為者を特定し現状回復を進めるためには、早期発見・早期対応が重要なため、県民も含めた不法投棄等の監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

不法投棄の推移（県計）

（投棄量単位：トン）

区分	H28	H29		H30		R元	
	(t)	(t)	前年度比/ 構成比	(t)	前年度比/ 構成比	(t)	前年度比/ 構成比
新規確認量	130	625	480.8	629	100.6	6,691	1063.8
中北	27	29	4.6	566	90.0	26	0.4
峡東	12	37	5.9	31	4.8	8	0.1
峡南	20	13	2.0	9	1.4	6,231	93.1
富士・東部	71	547	87.6	23	3.7	426	6.4
新規確認箇所数	1,021	944	92.5	830	87.9	870	104.8
中北	247	228	24.2	209	25.2	235	27.0
峡東	346	330	35.0	335	40.4	280	32.2
峡南	177	149	15.8	94	11.3	96	11.0
富士・東部	251	237	25.1	192	23.1	259	29.8
撤去量	180	582	323.3	589	101.2	6,637	1126.8
中北	43	25	4.3	553	93.9	13	0.2
峡東	19	17	2.9	8	1.4	8	0.1
峡南	37	5	0.9	10	1.7	6,231	93.9
富士・東部	82	535	91.9	18	3.1	385	5.8
撤去箇所数	866	735	84.9	758	103.1	718	94.7
中北	244	205	27.9	193	25.5	156	21.7
峡東	329	289	39.3	265	35.0	290	40.4
峡南	109	73	9.9	134	17.7	87	12.1
富士・東部	184	168	22.9	166	21.9	185	25.8
投棄量(年度末残量)	370	413	111.6	453	109.7	507	112.0
中北	23	27	6.5	40	8.8	53	10.4
峡東	29	48	11.6	70	15.6	71	14.0
峡南	63	70	17.0	69	15.2	69	13.6
富士・東部	256	269	65.2	274	60.4	314	62.0
投棄箇所(年度末)	1,042	1,251	120.1	1,323	105.8	1,475	111.5
中北	53	76	6.1	92	7.0	171	11.6
峡東	203	244	19.5	314	23.7	304	20.6
峡南	438	514	41.1	474	35.8	483	32.8
富士・東部	348	417	33.3	443	33.5	517	35.0

※「前年度比/構成比」欄は、事務所合計の行が前年度比、事務所の行は構成比
 ※投棄量及び撤去量については、四捨五入で計算して表記していることから、
 合計値が合わない場合がある

4 社会情勢の変化への対応

近年、顕在化している環境問題として、食品ロスなどの日常の身近な問題から、海洋プラスチックなどの地球規模の問題があげられ、廃棄物処理においても、これらの問題に対応するため、一層の発生抑制・再使用・再生利用などの取り組みが必要となってきます。

食品ロスの問題については、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行により、国民運動として一層推進されることになり、県民1人1人が食品ロスを減らす取り組みがさらに重要になってきます。

プラスチック問題については、プラスチック資源循環戦略に基づき、持続可能な資源への転換を進めることも重要になってきており、石油由来の使い捨てプラスチックから、再生可能な植物由来素材等を使った製品へ切り替える等の取り組みも必要です。

本県としても、このような社会全体で課題を解決するという機運を着実にとらえ、食品ロスの削減やプラスチックの再生可能な資源への転換を推進し、より一層の循環型社会の形成へ向け各種の取り組みを実施していきます。

食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）で、以下のとおり示されました。

食品ロスの削減目標

- ・家庭系・事業系食品ロスを共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%。

プラスチック資源循環戦略(R元.5 環境省ほか策定)の概要

基本原則：－3R+Renewable(持続可能な資源)－

▶ 世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」

<リデュース>

- ・2030年まで：ワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ・2025年まで：デザインを分別・リソース・リサイクルしやすく
- ・2030年まで：容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ・2035年まで：使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用

<再生利用・バイオプラ>

- ・2030年まで：再生利用を倍増
- ・2030年まで：バイオマスプラスチックを最大限（約200万t）導入

第3章 基本方針

1 基本方針の考え方

循環型社会の形成の推進に当たっては、できる限り「ごみにしない」との発生抑制を優先するとともに、廃棄物となったものは、不適正処理の防止や環境への負荷軽減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最後に残った廃棄物については適正処分することを基本とします。

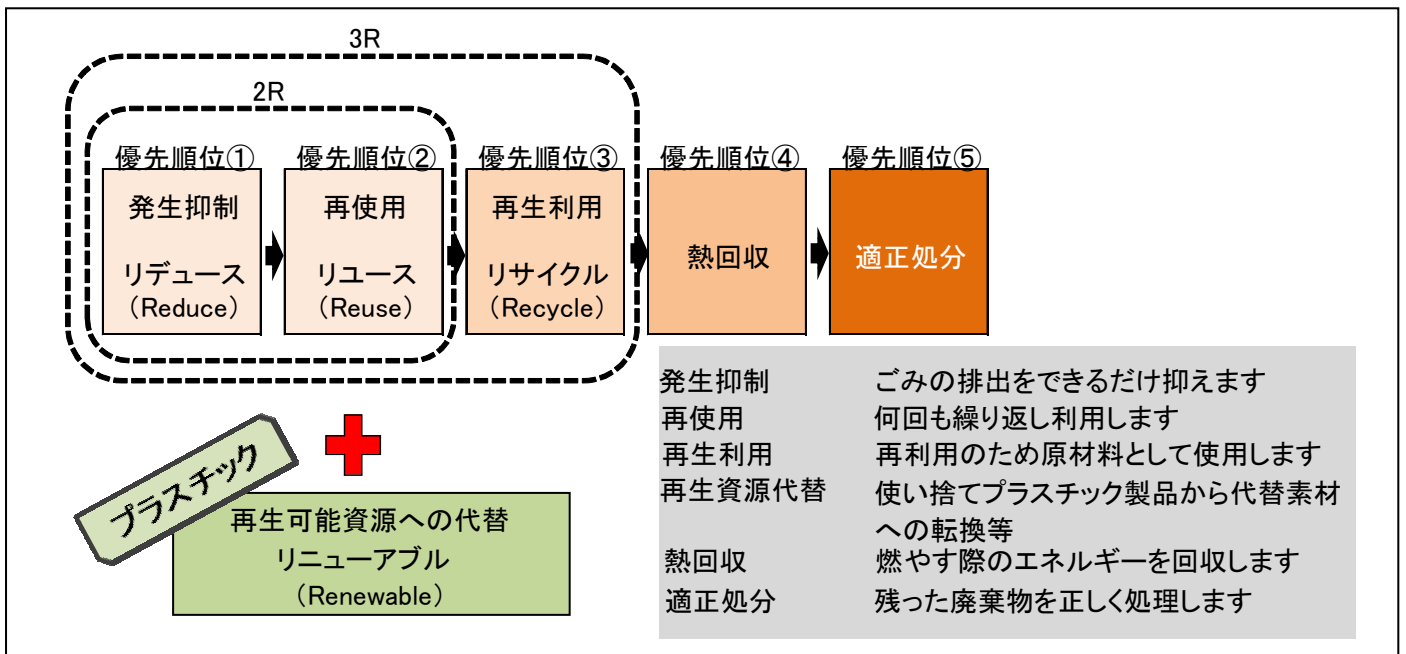
また、廃プラスチックの有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染の課題等に対応するため、令和元年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」や、令和2年3月に本県が策定した「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、その基本原則である3R+Renewable（注16）（再生可能資源への代替）を推進します。

については、次の基本方針に基づき、廃棄物の発生抑制等に係る数値目標を設定し、県民・事業者・行政の役割と取り組み事項を示して各種施策を推進します。

併せて山梨県環境基本計画との整合を図り、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用に努めます。

《基本方針》

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を改めて見直し、「物を大切にする文化」のもとで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みの強化に加え、Renewable（再生可能資源への代替）を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進していきます。



(注16) Renewable
プラスチック資源循環戦略（令和元年5月、環境省ほか策定）の基本原則—プラスチックの「3R+Renewable（持続可能な資源）」—として新たに提唱された概念。使い捨てプラスチックを紙やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進する趣旨である。

2 計画の推進に当たり特に留意する事項

(1)発生抑制(リデュース) ～ものの生産と消費を工夫して、ごみの発生を抑制します。～

- ・食品ロス削減、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やマイバッグの使用など、県民1人1人の生活スタイルの変革に根ざした取り組みを推進します。
- ・海洋汚染の一因であるプラスチックごみ問題を解消するため、隣県と連携する中で発生抑制対策を推進します。
- ・AIなどの先端技術の進展等により様々な社会課題を解決していくことを目指す「Society5.0」(注17)の動きを適切に捉え、発生抑制に係る施策形成を目指します。

(2)再使用(リユース)・再生利用(リサイクル) ～限りある資源を循環して利用します。～

- ・高齢化社会の進展に伴う集団回収等の活動低下や、プラスチック類の更なる資源化へ向けた動きなど、資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みを進めます。
- ・ごみ処理広域化計画を推進し、処理施設の集約化を進めることにより、資源物の回収やリサイクル率の向上に努めます。
- ・プラスチック再生材の利用を促進するため、グリーン購入や活用事例の紹介など普及啓発に努めます。
- ・全国各自治体等の優良事例の紹介・普及に努め、市町村の取り組みを促進します。

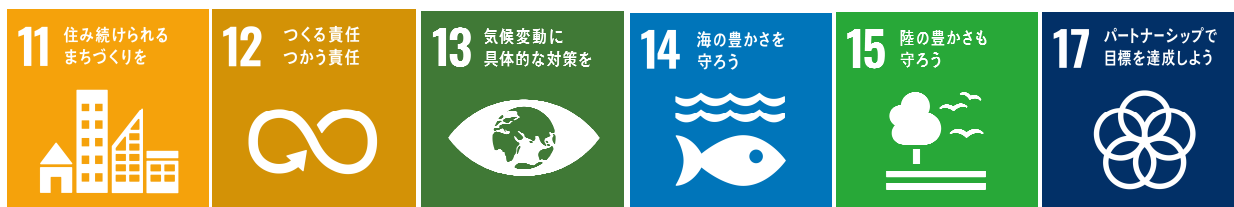
(3)再生可能資源への代替(リニューアブル) ～植物由来等プラスチックの代替利用等を促進します。～

- ・プラスチック製品の使用抑制を図るため、プラスチック代替素材の利用に関する啓発に努めるとともに、市町村や事業者等が実施する使用削減に関する取り組みを支援します。

(4)不測の事態でも揺るがない体制の構築

- ・災害により生じた廃棄物の適正処理や分別、選別、再生利用による減量化など、適正かつ円滑・迅速な処理を可能とする廃棄物処理体制の整備を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症等によって、廃棄物処理事業に支障が生ずることがないように、市町村等や処理業者が事業継続計画(BCP)を策定すること等により事業の着実な継続に努めます。

【本計画で活用するSDGs】



(注17) Society5.0

AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技术を、あらゆる産業や社会に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会問題を解決することを目指す動きを指す。

廃棄物の分野では、過剰在庫などによる大量廃棄の削減や食料ロスの削減等の効果が見込まれる。

詳細は「資料編 P89 に記載」。